

店頭暗号資産証拠金取引\_契約締結前交付書面

新旧対照表

新	旧
<p>P.2 <u>2021年7月</u></p> <p>P.3 目次 暗号資産 CFD の手続きについて……………<u>14</u> 暗号資産 CFD に関する禁止行為……………<u>22</u> 当社の概要について……………<u>25</u> 暗号資産 CFD に関する主要な用語……………<u>26</u></p> <p>P.5 （14）成行注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様端末と当社システムの間での通信及び、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、成行注文は約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったとき、流動性が低下しているときには、注文が失効する場合があります。</p> <p>P.6 （1）加入する協会における苦情受付は以下のとおりです。 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 電話番号：03 - 3222 - 1061 受付時間：月曜～金曜 9時30分～17時 【祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く】 <u>ホームページ</u>：</p>	<p>P.2 2021年5月</p> <p>P.3 目次 暗号資産 CFD の手続きについて……………13 暗号資産 CFD に関する禁止行為……………20 当社の概要について……………23 暗号資産 CFD に関する主要な用語……………24</p> <p>P.5 （14）成行注文を行う場合、発注時に取引画面に表示されている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当該価格差（スリッページ）は、お客様端末と当社システムの間での通信および、注文を受け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴い発生するもので、有利になる場合もあれば、不利になる場合もあります。なお、成行注文は約定処理を行うサーバに到達した時点から一定時間、約定すべき有効な価格の配信が行われなかったとき、流動性が低下しているときには、注文が失効する場合があります。</p> <p>P.6 （1）加入する協会における苦情受付は以下のとおりです。 一般社団法人日本暗号資産取引業協会 電話番号：03 - 3222 - 1061 受付時間：月曜～金曜 9時30分～17時 【祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く】 メールアドレス：</p>

<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

P.9

<取引レバレッジ> (投資効率)

個人口座のお客様はレバレッジ 2 倍の取引となります。法人口座のお客様は、暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率を基に必要証拠金を算出するため、暗号資産ごとにそれぞれレバレッジが異なる取引となります。

※暗号資産リスク想定比率は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 51 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出します。当社は、原則として、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（以下、「暗号資産協会」という。）が毎週発表する暗号資産リスク想定比率を用います。

※暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率については、事前通知の上、当社にて金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 51 項第 1 号に規定される定量的計算モデルを用い算出する場合があります。

[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。

**【法人口座におけるお取引注意事項】**

・法人口座は、当社の法人口座開設基準に基づき別途当社が行う審査に通過した法人のお客様のみご利用いただくことができます。なお、審査に通過できなかった場合であっても、その理由は一切開示いたしませんのであらかじめご了承ください。

P.10

(1) 取引必要証拠金

・決済通貨が円貨の場合 (ビットコイン/円、エクスタールピー/円、イーサリアム/円)

当社が提示する取引価格 (買いは Ask 価格、売りは Bid 価格、それぞれに建玉数量の区分に応じた付加価格を加味した価格) に建玉数量を乗じた金額の、個人

<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

P.9

<取引レバレッジ> (投資効率)

個人口座のお客様はレバレッジ 2 倍の取引となります。

(追加)

[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。

**【法人口座におけるお取引注意事項】**

・法人口座は、別途当社が行う審査に通過した法人のお客様のみご利用いただくことができます。なお、審査に通過できなかった場合であっても、その理由は一切開示いたしませんのであらかじめご了承ください。

P.10

(1) 取引必要証拠金

・決済暗号資産が円貨の場合 (ビットコイン/円、エクスタールピー/円、イーサリアム/円)

当社が提示する取引価格 (買いは Ask 価格、売りは Bid 価格、それぞれに建玉数量の区分に応じた付加価格を加味した価格) に建玉数量を乗じた金額の 50%

口座のお客様は 50%、法人口座のお客様は暗号資産協会が毎週発表する暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率を乗じた金額となります。

・決済通貨が外貨の場合（ビットコイン/米ドル、エックスアールピー/米ドル、イーサリアム/米ドル）

当社が提示する取引価格（買いは Ask 価格、売りは Bid 価格、それぞれに建玉数量の区分に応じた付加価格を加味した価格）に建玉数量を乗じた金額を円貨転換仲値レートでリアルタイムに円換算した金額の、個人口座のお客様は 50%、法人口座のお客様は暗号資産協会が毎週発表する暗号資産ごとの暗号資産リスク想定比率を乗じた金額となります。

#### (4) 証拠金の引出し

お客様は出金可能金額の範囲内で証拠金を銀行口座へ出金、又は FX 取引口座へ証拠金を振り替えることができます。出金又は証拠金の振替えの依頼は、取引時間外を含む 24 時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます)、取引画面にて指定する方法によって行っていただきます。なお、出金可能金額は当社 WEB サイト上の口座照会/口座状況からご確認ください。

[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。

#### 【法人口座におけるお取引注意事項】

・法人口座は、当社の法人口座開設基準に基づき別途当社が行う審査に通過した法人のお客様のみご利用いただくことができます。なお、審査に通過できなかった場合であっても、その理由は一切開示いたしませんのであらかじめご了承ください。

P.11

#### (5) 証拠金規制（レバレッジ規制）の判定

個人口座・法人口座のお客様いずれかにかかわらず、原則として毎日、取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

となります。

・決済暗号資産が外貨の場合（ビットコイン/米ドル、エックスアールピー/米ドル、イーサリアム/米ドル）

当社が提示する取引価格（買いは Ask 価格、売りは Bid 価格、それぞれに建玉数量の区分に応じた付加価格を加味した価格）に建玉数量を乗じた金額を円貨転換仲値レートでリアルタイムに円換算した金額の 50%となります。

#### (4) 証拠金の引出し

お客様は出金可能金額の範囲内で証拠金を銀行口座へ出金、又は FX 取引口座もしくは積立 FX 取引口座へ証拠金を振り替えることができます。出金又は証拠金の振替えの依頼は、取引時間外を含む 24 時間(ただし、システムのメンテナンス時を除きます)、取引画面にて指定する方法によって行っていただきます。なお、出金可能金額は当社 WEB サイト上の口座照会/口座状況からご確認ください。

[注]取引レバレッジの上限は、金融商品取引法、その他関係法令諸規則等の改正、又は相場の変動等によって変更する場合があります。

#### 【法人口座におけるお取引注意事項】

・法人口座は、別途当社が行う審査に通過した法人のお客様のみご利用いただくことができます。なお、審査に通過できなかった場合であっても、その理由は一切開示いたしませんのであらかじめご了承ください。

P.11

#### (5) 証拠金規制（レバレッジ規制）の判定

原則として毎日、取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終

お客様から預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各暗号資産の数量ごとに定めたレートに基づく。)を加え、出金依頼額を減じた額が未決済建玉に係る取引必要証拠金に不足している場合には、不足額(追加証拠金)を充当していただきます。

不足額(追加証拠金)充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(午前6:30)の30分前までとなり、不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

(7) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない決済します。

ロスカット方式	ロスカット水準	ロスカット対象	ロスカット判定
口座全体	証拠金維持率が50%を下回った場合	すべての建玉	原則として20秒間隔

ただし、相場状況によってロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。また、システム障害が発生した場合、取引者数や取引数量が一時的に増加した場合、あるいは、その他何らかの理由によりシステムの負荷が上昇した場合等においては、ロスカット判定の間隔が、上記に定めた判定間隔を超えてしまう可能性があります。

b) (略)

c) 新規建玉注文の自動取消

個人口座、法人口座のお客様のいずれかにかかわらず、口座全体の証拠金維持率が100%を下回った場合、当

了時点における損益評価額(建玉の評価は当社が各暗号資産の数量ごとに定めたレートに基づく。)を加え、出金依頼額を減じた額が未決済建玉に係る取引必要証拠金に不足している場合には、不足額(追加証拠金)を充当していただきます。

不足額(追加証拠金)充当の期限は、翌営業日の取引終了時間(午前6:30)の30分前までとなり、不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

(7) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様の建玉を下表に従い反対売買を行ない決済します。

ロスカット方式	ロスカット水準	ロスカット対象	ロスカット判定
口座全体	証拠金維持率が50%を下回った場合	すべての建玉	原則として1分間隔

ただし、相場状況によってロスカット水準に達した場合でも即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されるおそれがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動によって預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。

b) (略)

c) 新規建玉注文の自動取消

口座全体の証拠金維持率が100%を下回った場合、当社は、すべての未約定の新規建玉注文を取消します。

社は、すべての未約定の新規建玉注文を取消します。

P.12

### ■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における暗号資産 CFD で発生した益金（売買による差益からレバレッジ手数料を加減算した収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「雑所得」として総合課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。

（注）復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。※金融商品取引業者は、顧客の店頭暗号資産証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号（法人のお客様の場合は所在地、法人名、法人番号）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄の税務署長に提出します。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。

※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

P.14

#### (1) 口座開設基準

①当社で暗号資産 CFD 口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

##### （個人のお客様）

- ・年齢満20歳以上80歳以下で行為能力を有する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・暗号資産 CFD のルール、リスク、商品性格、「店頭暗号資産証拠金取引の契約締結前交付書面」（本書面）及び「店頭暗号資産証拠金取引約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。

P.12

### ■ 課税上の取扱い

個人が行った店頭における暗号資産 CFD で発生した益金（売買による差益からレバレッジ手数料を加減算した収益をいいます。以下、同じ。）につきましては、「雑所得」として総合課税の対象となり、原則として確定申告をする必要があります。

（注）復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対して0.315%）が、追加的に課税されるものです。※金融商品取引業者は、顧客の店頭暗号資産証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、個人番号、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄の税務署長に提出します。

※税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる可能性があります。

※詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

P.14

#### (1) 口座開設基準

①当社で暗号資産 CFD 口座を開設されるには、下記の条件が必要となり、かつ当社が行う審査に通過したお客様につきましてのみ口座開設に応じます。

- ・年齢満20歳以上80歳以下で行為能力を有する個人であること。
- ・当社から常時連絡がとれること。
- ・暗号資産 CFD のルール、リスク、商品性格、「店頭暗号資産証拠金取引の契約締結前交付書面」（本書面）及び「店頭暗号資産証拠金取引約款」（以下、「約款」といいます。）を十分に理解されていること。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な金融資産があること。</li> <li>・十分な投資経験及び知識があること。</li> <li>・デリバティブ取引業務に従事されていないこと。</li> <li>・その他当社が定める基準を満たすこと。</li> </ul> <p><u>(法人のお客様)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国内で本店又は支店が登記されている法人であること</li> <li>・株式会社、合同会社又は有限会社であること。</li> <li>・代表者及び取引担当者が国内に居住する個人であること。</li> <li>・当社から常時連絡がとれること。</li> <li>・代表者又は取引担当者において、暗号資産 CFD のルール、リスク、商品性格、「店頭暗号資産証拠金取引の契約締結前交付書面」(本書面)及び「店頭暗号資産証拠金取引約款」(以下、「約款」といいます。)を十分に理解されていること。</li> <li>・十分な金融資産があること。</li> <li>・代表者又は取引担当者において十分な投資経験及び知識があること。</li> <li>・その他当社が定める基準を満たすこと。</li> </ul> <p>②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類等を電子的に送付(本人確認書類等を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード)又は郵送して口座開設していただきます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること(個人口座と法人口座の兼用、又は第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。</p> <p>P.15</p> <p>(3) 取引名義及び本人確認</p> <p>①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類／登記事項証明書等に記載の住所又は所在地、及び氏名又は商号若しくは名称(以下、「本人特定事項等」といいます。法人のお客様については、取引担当者の本人特定事項等を含みます。)を使用していただく必要が</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な金融資産があること。</li> <li>・十分な投資経験及び知識があること。</li> <li>・デリバティブ取引業務に従事されていないこと。</li> <li>・その他当社が定める基準を満たすこと。</li> </ul> <p>(追加)</p> <p>②お客様は、当社の WEB サイトから必要な事項を記入の上、当社が指定する本人確認書類等を電子的に送付(本人確認書類を画像化して電子メールに添付又は WEB サイト上でアップロード)又は郵送して口座開設していただきます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ご自身専用の電子メールアドレスをお持ちであること(第三者と共有のメールアドレスでのお申込は受け付けておりません)。</p> <p>P.15</p> <p>(3) 取引名義及び本人確認</p> <p>①お客様は、本サービスの利用に際しては、本人確認書類に記載の住所、及び氏名(本人特定事項)を使用していただく必要がございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等</p>
---	--

ございます。本人特定事項等に変更があった場合には、当社にお届出ください。当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログインID及びパスワード通知書面を送付いたします。

②（略）

③本人特定事項等を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

P.19

#### (14)総建玉限度額

法人口座につきましては、当社の定めに従って総建玉限度額の制限を行います。総建玉限度額は、既存建玉及び新規建玉を前営業日の取引終了時のレートを用いて算出いたします。

P.23

u. 暗号資産関連デリバティブ取引（店頭暗号資産証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、新規取引を行う際に、個人のお客様においては、預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の50%を乗じた額に不足する場合に、法人のお客様においては、預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本に当社の用いる暗号資産リスク想定比率を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 暗号資産関連デリバティブ取引につき、営業日ごと

の定めるところに基づいて本人確認を行います。お客様のご本人確認のため、お客様の住所宛に転送不要の簡易書留郵便（又はそれに相当する郵便）でログインID及びパスワード通知書面を送付いたします。

②（略）

③住所及び氏名を含む各種お届出事項に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法によって、変更手続きを行ってください。氏名や住所の変更など一定の場合には、当社は犯罪による収益の移転防止に関する法律及び関連諸規則等の定めに従い、所定の確認を行います。なお、お客様が当該手続きを行わなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

P.19

#### (14)総建玉限度額

総建玉限度額は暗号資産ごとに制限があります。詳細は8ページ「取引の方法a」をご参照ください。総建玉限度額は、既存建玉及び新規建玉を前営業日の取引終了時のレートを用いて算出いたします。

P.23

u. 暗号資産関連デリバティブ取引（店頭暗号資産証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、新規取引を行う際に、預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の50%を乗じた額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 暗号資産関連デリバティブ取引につき、営業日ごと

の一定の時刻において、個人のお客様においては、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の50%を乗じた額に不足する場合に、法人のお客様においては、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本に当社の用いる暗号資産リスク想定比率を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

z. 暗号資産関係情報（当社が取り扱う若しくは取り扱おうとする暗号資産又は当社に関する未公表の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買等に係る判断に影響を及ぼすと認められるものをいいます。以下同じ。）を保有する者として特定されたお客様及び暗号資産関係情報を保有する蓋然性が高いと認められるお客様が、暗号資産関係情報を利用して、お客様又は第三者の利益を図ることを目的として暗号資産の取引を行うこと

P.26

#### ・カバー取引

暗号資産取引業者がお客様を相手方として行う暗号資産証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該暗号資産証拠金取引と取引対象暗号資産、売買の別等が同じ他の暗号資産取引業者その他の者を相手方として行う暗号資産取引又は暗号資産証拠金取引のこと。

P.29

(2021年7月)

の一定の時刻において、預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が想定元本の50%を乗じた額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

z. 暗号資産関係情報（当社が取り扱うもしくは取り扱おうとする暗号資産または当社に関する未公表の重要な情報であって、利用者の暗号資産の売買等に係る判断に影響を及ぼすと認められるものをいいます。以下同じ。）を保有する者として特定されたお客様および暗号資産関係情報を保有する蓋然性が高いと認められるお客様が、暗号資産関係情報を利用して、お客様または第三者の利益を図ることを目的として暗号資産の取引を行うこと

P.26

#### ・カバー取引

暗号資産取引業者がお客様を相手方として行う暗号資産証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該暗号資産証拠金取引と取引対象暗号資産、売買の別等が同じ他の暗号資産取引業者その他の者を相手方として行う暗号資産取引または暗号資産証拠金取引のこと。

P.29

(2021年5月)